第十二条　事業者は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び需要家費として、第六条第四項又は同条第五項の規定により整理された一般販売費を、第十条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　［略］	［略］	［略］
二　［略］	［略］	［略］
三　前項の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の額	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	追加需要家費

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連可変費を、非特定需要及び特定需要ごとに、同表の中欄に掲げる割合及び値により配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額	第九条第四項第四号の規定により算定された割合	追加可変費

第十四条　事業者は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第六条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、第十条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　［略］	［略］	［略］
二　［略］	［略］	［略］
三　前項の規定により整理された非ネットワーク需要家費の額	第十条の規定により整理された非特定需要及び特定需要ごとの非ネットワーク需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

［削る］

第十三条　［削る］

第十五条　事業者は、原価算定期間における自らの供給に係る接続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検討に際し発生する検討料をいう。以下同じ。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」という。）及び自らの供給に係る変更賦課金（連系線使用の変更に係る賦課金をいう。以下同じ。）に相当する額（以下「変更賦課金相当額」という。）を算定し、接続検討料相当額を送配電非関連固定費に、変更賦課金相当額を送配電非関連可変費に加える額として整理しなければならない。

第十六条　事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、非化石証書購入費、地帯間販売電源料、他社販売電源料及び他社販売送電料（以下「購入販売項目」という。）、期間原価等項目のうちの使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額（第四条第二項第一号又は同条第三項第一号の規定により算定された額をいう。以下同じ。）から電気事業報酬の額を控除した額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあっては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。